

特集：グローバリゼーションと経済法制改革

グローバリゼーションとウズベキスタン、モンゴル、中国の経済法制改革 ——報告に対するコメント——

伊藤 知義

1. はじめに

コメンテータは、ロシア法の研究をしており、ウズベキスタンでの業務経験もある。他方で、モンゴル法や中国法の研究蓄積はない。そのため、本コメントにおいても、モンゴル法・中国法に対応する部分が手薄になることを了解願いたい。

2. ウズベキスタン

ウズベキスタン倒産法に関する松嶋報告は、この法制に対するグローバリゼーションの影響は否定的であるとする。

倒産法自体は、社会主義時代には不要なもので、市場経済導入に伴って制定されたものであり、また、現在の市場経済はグローバリゼーションとは不可分である。その意味では倒産法とグローバリゼーションは深く関わっている。しかし、ウズベキスタンの現状では、市場経済の導入は極めて緩慢であり、グローバリゼーションの影響も間接的で僅かなものに留まっている。その理由は、松嶋報告に触れられている通りである。

そもそもウズベキスタンにとって、近代との遭遇はロシアを通じてであった。西欧とは異なるものの封建的な社会体制が長く続いた後に、ロシアおよび社会主義とともに近代がやってきた。しかし、それは、ロシア固有のフィルターを経た未熟な近代であった。ウズベキスタンにはコメンテータも法整備支援の仕事で半年ほど滞在したことがあるが、多くのウズベク人にとって西欧とはロシアを意味している。近代をもたらしたのも、社会主義をもたらしたのもロシアであり、一定の近代的なインフラを整備された国の真の主人公にウズベク人がなったのも、ロシア（ソ連）が崩壊したためであった。近代に入ってからの国の運命をほぼ独占的にロシアの影響下で決められたウズベキスタンが、今初めて先進諸国を含む世界と直接関係を有するに至った。そのような状況下で、グローバリゼーションの枠組に直ちに自国を組み込むことは不可能であり、またウズベキスタン当局も望まないところである。ロシアの強い影響下で形成されてきた既得権構造は、欧米により近いがためにその影響を受けて既得権構造がかなりの程度変容したロシアと比べても強固であり、これまでの政治体制・経済体制の持つ慣性は強い。ウズベキスタンにとって、西欧

やアメリカは今でも遠く、ロシアの方がずっと身近である。松嶋報告にあるように、ウズベク倒産法の条文や実務はロシア法の圧倒的影響を受けている。倒産法について、ほとんど常にロシアを経由した法整備を行ってきたウズベキスタンには、欧米や日本を参考にして自国法を直接に世界標準に合わせる立法環境、実務環境はまだない。

松嶋報告では、グローバル化の影響を直接受けている欧米日の先進諸国においても、倒産法自体は多様であることが指摘された。従って、ウズベク倒産法の個々の規定が、例えば日本法と異なっていたとしても、それだけでウズベク法の「後進性」あるいは、グローバル化からの遠さが認められるわけではない。自国にとってこれまで全くなじみのない分野であるにもかかわらず、倒産法が制定され、かつ、ロシア倒産法の改正をほとんどなぞるようにウズベクでも頻繁に倒産法の改正がなされている。ある意味では、倒産法そのものは急速に「近代化」しつつあり、すでに「後進性」を脱しているという見方も可能であろう。

しかし、その「後進性」やグローバル化からの距離は、ウズベク倒産法の条文にはなく、その適用実務についてむしろより明確に指摘できる。その実務には、権威主義的な政治体制、国家や独占的な権力が経済活動に深く介入するという現在のウズベキスタンの置かれた状況が大きく影響している。市場経済化の歩みは始まっているものの、国内市場と同程度にまたはそれよりも多く他国との貿易において幅広く取引が行われている欧米、日本、中国などとは事情が大きく異なり、自由な貿易は認められず、行政が経済に深く介入、関与する構造が引き続き残されている。外資を大々的に導入して自国の産業構造を革新する動きはなお弱い。例えば、私有化の進展度合いは緩慢であり、形式的に私有化が進んでいても国の持分が未だに大きな企業が少なくない。国の権益を守るために、国が持分を有する債権者企業が債権の一部を放棄することに難色を示すことも多く、各債権者が痛みを平等に負うことによって倒産手続を進め、倒産企業の損失を社会全体で負担するという倒産システムが上手く機能しない状況である。企業活動に関連する法令が頻繁に変更されて、将来を予見した投資活動、企業活動をすることは危険だという意識が企業経営者には強い。法律で何らかのルールが定められていても、その具体的内容を下位法令に委任するケースが多く、下位法令も管轄する省ごとに内容が矛盾したり、朝令暮改されたりして、取引の安定は大いに脅かされている。大統領の血族が、独立していた企業を私物化するという話も聞く。そのような経済体制がある以上、市場における活発な取引や競争を前提とする倒産法が欧米・日本と同じ程度必要とされるはずもなく、倒産に関係する立法やその適用実務を早急に整備・改善する必要もない。欧米日本においては、サブプライムローンの問題以来、国家による経済への介入がむしろ再評価されているが、国家の機能はあくまでも副次的、補正的なものにとどまり、経済の主人公が市場であることに疑いはない。近代的な市場経済がなお未成立のウズベキスタンがグローバル化のプレーヤーとなるための環境はまだない。倒産法の活躍の場も世界標準と比べれば圧倒的に狭いものであることは言わば当然である。

他方で、そのような経済構造であるにもかかわらず、倒産法は制定されている。全く無用であれば、倒産法が制定されるはずはない。問題は、倒産法が必要とされる程度である。現在のウズベキスタンにおける倒産法の必要性は、日本などと比べれば明らかに低い。しかし、上記のような経済構造、政治構造がこの先も永遠に続くことは考えづらい。グローバル化の力は、

遅かれ早かれこの地にも今以上に及んでくる。それはいつ、どのようにか。それを推測するための最適の目安はロシアであろう。グローバリゼーションの波は、ロシアを通じて間接的にウズベキスタンに及ぶという状況が今後も続くのではないだろうか。それは、これまでの近代化、社会主義化を受け容れたのと同じ道である。もちろん、ウズベキスタンが古くからのイスラム文化圏の重要拠点であるということも無視はできない。しかし、倒産法ひとつ取っても、ロシアの影響力は今でも圧倒的である。ウズベキスタンの倒産実務家は、裁判官も含め、ロシアで発行されるロシア語の図書や雑誌その他の情報を常に参照して裁判その他の仕事を行っている。タシケント市民が世界について情報を得るもっとも重要なチャンネルはロシア語の衛星放送である。

コメンテータは、松嶋氏とともにウズベキスタン倒産法の注釈書作成支援事業に携わった経験がある。ウズベキスタン倒産法の注釈書を複数のウズベク人著者が執筆するのを助けるというのがプロジェクトの趣旨である。具体的には、日本の倒産法や旧ソ連法・ロシア法の専門家が、ウズベキスタンを訪問して執筆者との意見交換や倒産実務の調査をしたり、執筆者を日本に呼んで、注釈書の原稿に対し修正を加える共同作業を行ったりした。このプロジェクトにおいて、日本側とウズベク側は対等なパートナーである。しかしながら、日本側がアドバイスをし、ウズベク側がこれを参考に原稿を書き換えるという作業なので、実際には、日本側の方が優勢な立場を有することになる。倒産法について、日本には豊富な経験があり、ウズベキスタンにはこれがない中で、倒産法注釈書を書こうというのであるから、そうなるのはやむを得ないことである。しかし、相手は一国の幹部行政官や幹部裁判官である。プライドもあり、そう簡単には意見を受け容れてくれない。そもそも意見を受け容れる心構えが余りない。日本側の伝えたいことが伝わらないことも多かった。日本側が、将来に倒産法の適用に際してこのような問題が生じる可能性があるから、今のうちに注釈書で一定の方向性を示しておいた方がいいと助言しても、実務ではそのような問題は生じていないとか、何か問題があれば法律や政令を制定すればいいのであって、裁判所が条文を解釈して新たな解決をするのは越権だという反応がしばしばであった。また、そもそも正規の法学教育を受けずに倒産法の立法や適用実務に携わっている者も多いと聞く。そのような者に法解釈を説くのは、たとえ自国民相手でも難しい。

このように倒産法を立案・運用するウズベク人の発想は、なお市場経済を前提とする倒産法や裁判を含む倒産実務からは遠いものであるし、将来の改善ないし発展が容易でないことも感じている。しかし、注目すべきことは、先に述べたように、ここでもロシアの影響がはっきり見て取れるという事実である。松嶋氏の周到な調査の結果明らかになったことだが、注釈書の原稿の一部は、ロシアで出版されているロシア倒産法注釈書からの剽窃であった。ウズベク倒産法自体がロシア倒産法の後追いであるばかりでなく、倒産実務においてもロシアの指針がウズベキスタン実務の基準となっている。日本側がアドバイスの際にロシア法を引き合いに出すと、ウズベク人に対する侮辱だと憤慨する執筆者もいたが、実態はロシア法の引き写しである。ロシア倒産法が変化すれば、ウズベク倒産法も変化する。ロシアの経済体制とウズベクの経済体制とは違いもあるが、ウズベク経済の変化予想図のモデルは、欧米経済ではなくまずはロシア経済である。グローバリゼーションに対するロシアの対応が、倒産法の分野においても、ウズベクの将来を考える際の重要な指標となるだろう。

3. モンゴル

モンゴルに関する中村報告は土地法を扱った。モンゴルもウズベキスタン同様、ロシアの影響下で社会主義体制を経験している。ウズベキスタンとは違って、ロシアと同じ国を構成していたわけではないが、ソ連に次いで成立した世界で2番目の社会主義国であり、ウズベキスタンとの共通点も多く存在する。しかし、ウズベキスタンとの決定的な違いもある。その1つが、ウズベキスタンが定住農民社会を基礎とする国家であるのに対し、モンゴルが遊牧民国家だという点である。中村報告にあるように、遊牧社会の伝統がモンゴル土地法に決定的な影響を与えてきた。モンゴルにおいて、土地の所有がそもそも歴史上一切なかったかどうかについては意見が分かれているとのことだが、一定範囲の土地に肥料や種籽、労働力を投資し、一定期間管理を続け、しかる後に収穫するという農耕とは異なる目的で土地を利用する遊牧民にとって、土地所有の持つ意味が農耕社会と決定的に違うだろうことは専門外の者にも容易に想像できる。土地よりも家畜の方が重要な財産であり、家畜のためにのみ多くの土地の利用価値は存在する状況だったのではないだろうか。もちろん土地がなければ牧草は育たず、家畜も維持できない。しかし、その牧草は自然に生えるものであり、土地から牧草がなくなれば別の土地に移動する。そのような意味では、あくまでも家畜が主で土地は従だったという側面を見いだすことができよう。そのような生活様式が続く限り、土地所有の持つ伝統的な意味は変わらないはずである。中村報告によれば、社会主義以前には生活様式であった牧畜が、社会主義時代には産業に変わったとのことであるが、社会主義体制下では土地の私有は認められないから、土地についてはそれまでと基本的に連続する法制度が成立していたと言えそうである。

問題は社会主義崩壊以降の現在である。報告によれば、社会主義体制が崩壊した後も、都市部の土地の私有化が認められただけで、牧草地はもちろん農地についても土地の私有は認められてこなかったが、最近、家畜の移動を制限する牧草地保有権の議論が出て来ているという。報告での指摘によれば、これは、これまでのモンゴルの伝統である遊牧そのものの存続を揺るがす提案であり、極めて重要なポイントである。今年度の企画趣旨から言って、このような提案が出て来た背景にグローバリゼーションがどの程度、どのように関係しているのかが興味をそそる。この点をさらに掘り下げた研究の継続を期待したい。

なお、社会主義期までの歴史においては、遠い昔に、モンゴルがロシアを支配したこと（タターの軛）はあっても、モンゴル人がロシアの影響を強く受けたことはないようである。この点は、ウズベキスタンとは異なる。従って、ロシアの動向との緊密さは、モンゴルの場合には、ウズベキスタンより小さいと言えるだろう。

4. 中国

崔報告は、中国の労働契約法に関してなされた。資本家による労働者の搾取を廃止することが社会主義の重要な目標の1つであり、改革開放までの中国においては、労働力は取引されるものではなく、国家がこれを統一的に管理していた。現在の中国は未だに社会主義国家を標榜してい

る。しかし、周知のように、今や市場経済的要素は中国经济に深く組み込まれ、世界经济に連動しており、グローバリゼーションのプレーヤーとしての中国の役割は、ウズベキスタンやモンゴルとは比べ物にならないほど大きい。中国と世界との距離は、ずっと近い。他方、市場経済化された中国においても、土地の公有制はかなりの程度維持されている。土地取引にも世界经济と切り離せない要素があるが、物権に関する法制度が、債権の場合に比べ、国内的要素ないし伝統の影響をより強く受けることは広く観察されている。もちろん、物権法の制定など、脱社会主義の要素は物権分野にも見られるが、大雑把に言って、民法の規律対象のうち、土地取引の分野ではなお社会主義的要素を残し、それ以外の取引については市場経済化、つまりグローバリゼーションの方向に大きく踏み出しているのが中国の現状だと言うことができよう。

崔報告によれば、労働関係についても市場経済化の要素が強くなり、1995年施行の労働法により労働契約制度が確立され、2008年施行の労働契約法が契約内容の細目を規律している。労働者と農民を主人公とする社会主義国家であるから、労働契約においても、使用者と労働者を対等に扱う「双保護」ではなく、労働者の利益保護に傾斜する「単保護」の方針が採られているというのは、なお社会主義的要素を残していると言えるようである。ただし、資本主義国日本においても、労働契約では解雇制限など労働者を強く保護する判例法が確立しており、それが日本の労働契約法に立法化されている。また、同じ資本主義国でも、英米では、労働関係が民法ルールで規律され、解雇の自由が広く認められていると聞く。中国の労働契約法を社会主義から資本主義への移行を示す法律と単純化するのは危険かもしれない。中国労働契約法がいずれかの資本主義国の法制度を継受したものなのか、それとも中国独自のものなのか、が明らかになると、グローバリゼーションの影響も測ることができそうである。

また、ロシア法の影響であるが、中国が旧ソ連よりかなり早い時期に、独自の判断で改革開放、すなわち市場経済化を進めてきたことを考えると、グローバリゼーションへの対応に際してのロシア法の影響は余りないことが予想される。